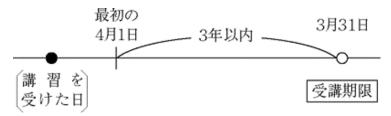
## 保安講習の受講期限について

(消防法第13条の23、危険物の規制に関する規則第58条の14)

## (1) 継続して危険物の取扱作業に従事している方

製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、都道府 県知事等が行う保安に関する講習を**受講した日以後における最初の4月1日か ら3年以内に受講しなければなりません**。(規則第58条の14第2項)

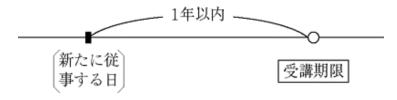


(例) 令和2年10月1日に受講した場合

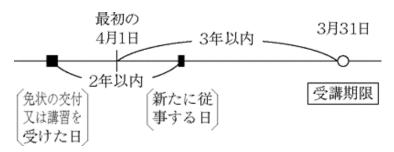
最初の4月1日:令和3年4月1日 次回の受講期限:令和6年3月31日

## (2) 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、新たに危険物の取扱作業に従事することとなった場合

危険物の取扱作業に従事していなかった危険物取扱者が、新たに危険物の取扱作業に従事することになった場合は、その**従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません**。(規則第58条の14第1項)



ただし、従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又は受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。(規則第58条の14第1項ただし書)



(3) 危険物取扱作業に従事しなくなった方又は従事していない方法令上、特に受講する義務はありません。